

令和8年度土佐和牛地消地産拡大事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和8年度土佐和牛地消地産拡大事業委託業務

(2) 事業の目的

県では、県内生産を増大させることが可能な品目について、地消の拡大と県産品の供給力の強化を一体的に推進する「地消地産」に取り組むことにより、地域経済の好循環を創出し、県際収支の改善と県民所得の向上を目指しています。

令和6年度からは、肉質4等級以上の本県産の黒牛を「土佐黒牛」と定義し、認知度向上に向けた取組を行っています。

しかしながら、本県で生産される黒牛のほぼ全てが県内で消費されているものの、黒牛ブランドは他県産との産地間競争が激しいため、後発ブランドである「土佐黒牛」は県内マーケットにおけるシェアが低い状況にあります。

本事業は、「土佐黒牛」ブランドの定着を図ることを目的とし、県内イベントでのPR、量販店での需要喚起、土佐黒牛取扱登録店制度の運用、SNS等を活用した情報発信など、認知度向上に資する「土佐黒牛地消地産キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を展開することで、土佐黒牛の需要を高め、地消の拡大と供給力の強化を図る「地消地産」を目指します。

(3) 事業内容

別添「令和8年度土佐和牛地消地産拡大事業委託業務公募型プロポーザルに係る仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和9年2月28日まで

2 見積限度額

19,608千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和8年度土佐和牛地消地産拡大事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）

と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

日時：令和 8 年 3 月 5 日（木）10 時 30 分から

説明会は、オンラインでの開催を予定しています。詳細は、説明会の参加を希望される事業者に別途連絡しますので、参加を希望される事業者は「説明会参加申込書（別紙様式－1）」を提出してください。

(1) 説明会参加申込書

① 提出方法

持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は電子メールで受け付けます。電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

② 提出期限

令和 8 年 3 月 3 日（火）17 時（必着）

③ 提出先

高知県農業振興部畜産振興課 担当者 川澤、入交

E-mail：160901@ken.pref.kochi.lg.jp

7 質疑と回答

質疑は令和8年3月9日（月）までに「別紙様式-2」により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は電子メールで受け付けます。電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和8年3月12日（木）までに高知県農業振興部畜産振興課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160901/>）に掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、「参加申込書（別紙様式-3）」に資格要件の確認書類を添えて申込みを受け付けます。申込みに当たって提出される書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
3	参加申込書	A 4 縦	1 部
-	法人概要書	A 4 縦	1 部
-	主な PR 事業実績一覧表（任意様式）	A 4 縦	1 部
-	都道府県税の納税証明書（原本）	-	1 部
-	消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）	-	1 部

（1）参加申込書

① 提出方法

持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は電子メールで受け付けます。電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

② 提出期限

令和8年3月16日（月）17時（必着）

③ 提出先

〒780-0850 住所 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県農業振興部畜産振興課 担当者 川澤、入交

TEL：088-821-4522

E-mail：160901@ken.pref.kochi.lg.jp

（2）資格要件の確認

高知県農業振興部畜産振興課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年4月17日（木）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度土佐和牛地産地産拡大事業委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「令和8年度土佐和牛地産地産拡大事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和8年4月7日（火）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和8年2月27日（金） 募集開始

令和8年3月5日（木） 説明会

令和8年3月16日（月） 参加申込及び資格確認書類提出締切り

令和8年3月27日（月） 企画提案書の提出締切り

令和8年3月31日（木）（予定） 審査委員会（プレゼンテーション）

令和8年4月7日（水）（予定） 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対

象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を「別紙様式-4」により提出してください。

開示・非開示の判断は様式-4に基づき行うものではなく、様式-4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県農業振興部畜産振興課

担当者：川澤、入交

T E L : 088-821-4522

E-mail : 160901@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契

約規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。